

No.92

40. 5. 15 発行
発行人 船木長一郎
佐呂間町長
編集人
庶務課第二係
印刷人
佐呂間印刷

人の動き

世帯数	2,879
人口	13,756
男	6,956
女	6,800

4月末日住民登録人口

子供を

交通事故から守ろう

新しく保育所や小学校へ通う子供さんの姿が多く見られるようになりまし。真新しい帽子にランドセル、喜び勇んで学校へ通う子供さんが悲惨な交通事故にあわないようみんなで注意しなければなりません。またこれからの季節は花見や海遊びなど行楽シーズン

を迎えます。事故がふえる時期ともなります。交通事故はけつして他人ごとではありません。悲しい事故を防ぐためにも子供さんに交通のきまりを十分教えて、安全な毎日を送るよう指導下さい。子供への交通安全教育はおとなの責任と熱意でやりましょう。

交通のきまりを知らない子供に正しく交通のきまりを教えるのは事故を防ぐための第一歩です、とくに通学する道をいつしよに歩いて途中の交通のきまりと道路の歩き方を実際に教えてやりましょう。車を運転する方は勿論注意して戴かなければなりません。一般通行者の方も、子供が道路の真中を歩いたり、道路上で遊んでいるのを見かけたならば「ちよつとひとこと」注意して危険を防ぐ思いやりのことをかけましょう。

役場人事の異動と

一部機構改革を実施

◎経済部

町役場では四月一日付で事務機構の一部改革と人事異動を実施しました。これにより新たに企画調査室が設けられ、また工営課に土木、建築、水道の三係、民生課に住民、社会、保健衛生の三係、庶務課に才一、才二の二係が設置され、従前の工営課土木建築係、庶務係、民生課民生係、庶務課庶務係が廃止されました。

なお人事異動は次のとおりです。

△四月一日付

◎企画調査室長佐藤初太郎、同係長木下元二、

◎総務部

庶務課長幸松良茂、同第一係長藤岡正重、同第二係長河本孝治、同第一第二係宇佐美不二夫、藤田禎子、桐山三津代、財政課長岸本勲、同財務係長川崎謹一、税務課長田川敏之、同徴収係長諸岡照男、同賦課係十亀伸、民生課社会係長吉野一利、同社会係山本良一、同保健衛生係長市川弘、同保健衛生係有光乙二、関東圭子、

◎新採用

◎教育委員会出向大塚三三子

同書記鈴木一郎

◎浜佐呂間出張所主任小野公啓、

◎農業委員会事務局局長宮崎正義、

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

◎同書記鈴木一郎

役場の執務時間が変わりました

四月十日より役場の執務時間が次のとおり変更されました。

平日 午前八時三〇分より 午後五時まで

土曜日 午前八時三〇分より 午後十二時三〇分まで

(毎号綴じで保存して下さい)

教育施設の充実と 産業の振興を図る

定例才 | 回
町議会議より

町長 施政基本方針を説明

昭和四十年定例第一回町議会は三月十五日招集され会期六日間をもつて開会されました。提出案件は四十年度各会計予算など二十三件、報告事項二件が提案され、それぞれ審議の上原案どおり可決承認されました。

施政基本方針

町政の執行に当り町民の皆様の格別な御協力により逐年着実な進展を収めつつありますことは御同慶にたえません

本年は開町五十周年合併十年を迎える記念すべき年であり先達者各位の永年に亘る開発の御労苦に対し敬意を表し深甚なる感謝を申し上げ更に一段と決意を新たにし執行態勢の質的向上に努め自治体の近代化を図り本町発展の基地として真に住民の信頼を得られる機関たらしむよう最善の努力を致したい所存であります。

特に昨年の冷害に鑑み農業の振興のための必要な施策については強く関係機関に要請し現行制度の是正、新たな施策の立案、試験研究機関の整備、指導態勢の強化、人的養成の対策、また地域の特長課題について道、支庁と緊密な

連繫の下に目下折衝を重ねつつありまして、本年計画を策定し明年度より実施の運びに至りますよう努力を傾注する覚悟であります。比の度新年度予算の編成にあたり次の事項を重点施策として町政を進めてまいりたいと思いますがその要約を説明しますと。

一、教育の振興を基本として学校統合を図るほか教育施設を強化し効率的な学業の場を整備する

二、産業の振興については先づ農業の適地適産を基調とした酪農業の基盤整備を継続事業として実施するほか、地力強化対策、農事組合の再編成を企図し末端生産態勢の整備、指導力の充実に努めると共に後継者の育成助長にも充分配慮する

意する、漁業については浅海増殖の企業化促進を主軸とし、本年指定確実となつた沿岸漁業構造改善事業の有効適切な計画策定指導をなす。林業については資源の倍養と併せ産物の高度加工の具体的検討を促進致したい

三、道路の改良維持に努め生産性の向上に資すると共に住民の安定向上を図る

四、社会福祉的事業の拡充を期し直接間接に住民福祉の向上を図る

五、青少年の健全育成対策については一層実績の向上に努める以上の基本を中心に予算の編成を行いました。各会計予算概要については別記のとおりです。

昭和四十年年度予算

総額三億六、〇九九万八千円に

各会計才入才出予算決る

前述した重点施策を基本として昭和四十年年度各会計の予算編成を行つたのでありますが、一般会計においては二億九、五三五万六千円を計上し、このうち事業費として総額の五二%強にあたる一億五、四三三万六千円を計画、また町の基本的収入である町税は、地方

収入の下廻る状況にあり、加えて収入の大半を占める地方交付税においても関係国税が経済不況により多くを期待することが困難であり更に昨年同様公務員のベースアップも必須の見透しから考えますと、均衡財政としては最大限の予算規模と存じます。

また特別会計のうち町有林会計は、前期施業案の編成に当り、昭和二十八年度及び三十四年度に林野整備法及新市町村建設促進法に基き買受けた林野の買受代金の短期決裁により蓄積量の減少を余儀なくしましたが、三十九年度において支払を完了し、現施業案は林種転換、造林、撫育に重点を置き資源の造成を図る方針であり本年度計画面積を含め四〇〇町歩の造林地が完了後植林地の計画伐採が出来ることが開町以来のこととなり、町財政上明るい見通しとなつております。

者の医療費負担の軽減を図るため本年一月から全家族七割給付を実施し、保険給付額は三十九年度決算見込額に対し四七%増の三、一一一万円を見込み、保険税は医療費の九、五%増額を含み前年より約一七〇万円の増額を余儀なくされましたが、四十年度において八二万円の医療費負担が軽減されこの額は保険税見込総額の六七%になります。

国民健康保険会計

一般会計予算

昭和四十年年度一般会計才入才出予算二億九、五三五万六千円を前年度当初予算と比較しますと六、一四五万六千円増となつております。この内容は次の図表のとおりですが、建設事業などいわゆる投資的経費は五二%にあたる一億

五、四三三万六千円で、經常経費は八件費六、二二一萬三千円、公債費一、五五四萬五千円、物件費その他六、三三六萬二千円となつております

前年度予算との比較

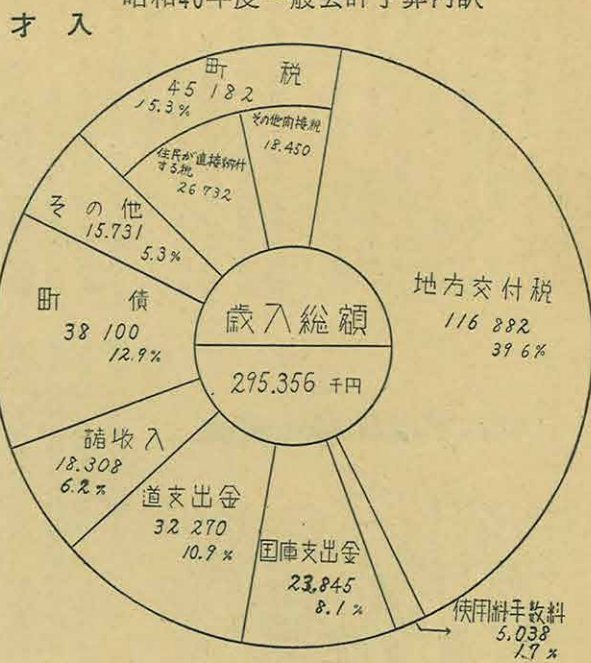
会 計 別	予 算 額		
	40年度当初	39年度当初	39年度最終
一 般 会 計	千円 295,356	千円 233,900	千円 295,387
町 有 林 会 計	19,770	12,638	18,558
佐呂間簡易水道会計	5,170	4,727	9,214
浜佐呂間簡易水道会計	1,677	1,786	1,939
と 場 会 計	2,745	2,500	2,730
国民健康保険会計	36,280	22,546	27,320
計	360,998	278,097	355,148

町国民健康保険会計は総額三、六二八万円で前年に比べて相当大きな増額となつておりますが、これは保険給付費の増額によるもので、このうち療養給付費につきましては三十九年度決算見込額二、一二〇万円に対し約一、〇〇〇万円増額計上されております。昭和四十年年度の推計医療費は、自然増加、医療費の値上、家族の七割給付による受診率の上昇などにより四、五五一万円と見込まれており、前年一人当医療費三、九〇〇円に対し、四十年度は五、二〇〇円と二三%増加しております。更に世帯員の七割給付により町が医療機関に支払う分は前年度決算見込額より四七%と大巾に増加となつております。

これに対し保険税は前年度に比し二〇%程度増額されておりますがしかし本年度の保険税は前年の冷害に伴う二年目の減税、冷害による所得の減収に伴う補填などがなされますと相当減税される見込みです、また条例の改正により葬祭費か二千円に増額給付されることになりました。

◇ ◇ ◇

昭和40年度一般会計予算内訳



昭和四十年 事業の実施状況

事業の実施状況

昭和四十年に実施予定の臨時事業費は総額一億五、四三三万六千円を計上しております。

牧野改良事業 三二万円
失業対策事業 四二万八千円
モーターグレイド購入第二年次支払分 一八七万七千円
富士道路改良工事 六〇〇万円
佐呂間市街側溝 一六二万円
佐呂間市街排水石積工事 九二万五千円

以下昭和四十年臨時事業のうち主なる建設事業は次のとおりです。

長沢橋外二橋架替 一三二万円
大成六線橋架替負担金一五〇万円
公営住宅建設工事一六戸 九五五万四千円
小型動力ポンプ購入 三四万円
若里小学校改築工事 一、三二〇万四千円

役場庁舎建設事業二、一五〇万円
円山牧野設置事業一、三三万一千円
富士漁港局部改良工事負担金 一七〇万円

農業構造改善事業 三、二三〇万七千円

三、二三〇万七千円

町立中学校の廃止統合を議決

町立中学校の廃止統合を議決

定例議会における主なる議決事項

定例一回町議会で議決された各会計予算の内容については前記のとおりですが、その他議決された主なる事項は次のとおりです。

△昭和三十九年度一般会計補正予算(第十一号)
三十九年度一般会計予算は才入才出それぞれ、四二九万五千円を追加し、二億九、四一〇万八千円となりました。この内容は才出で冷

害再生産用種子購入代補助金三六二万六千円、などが追加され、土木費では、佐呂間市街側溝、橋梁架替工事など二八一九万九千円、農業構造改善事業費一四〇万六千円が減額されました。

△昭和三十九年度国民健康保険会計補正予算(第三号)
国民健康保険会計では才出で納税報償金一五万九千円、保険給付費

では医療費九、五五の値上げ、自然増を見込み二、三六万二千円を追加予算総額二、七三三万二千円となりました

△佐呂間町中小企業融資制度要綱の運用に伴う資金源の貸付について
町内商工業者の金融の円滑を図るため、昭和三十七年度より引続き行われているもので、商工業者に対する一千万円の融資枠の資金源として北海道信用保証協会に町費をもつて二五〇万円貸付を行う

△佐呂間町税条例の一部を改正する条例
地方税法の改正により住民の標準税率制度による制限税率が設けられ、これに基き昭和四十年から町民税所得割の税率が改正されました。この改正により例えば課税所得金額が十五万円の人は

改正前の税額六千円に対し四千五〇〇円と一、五〇〇円の減額、課税所得金額四十万円の人は改正前の税額二一、五〇〇円に対し、一五、七五〇円と五、七五〇円の減額となります。

△佐呂間町消防団条例の一部を改正する条例
佐呂間町消防団員の報酬を次のとおり引上げられました。
出場報酬三〇〇円(一回につき出勤時間三時間未満の場合)五〇〇円(出勤時間三時間以上六時間未満の場合)八〇〇円(出勤時間六時間以上)(改正前三〇〇円)
警戒報酬日額三〇〇円(改正前一五〇円)

△佐呂間町立中学校の廃止統合について
昭和四十三年三月三十一日限りをもつて、知来中学校富士中学校若里中学校の三校を廃止し、佐呂間中学校に統合するものとし、小学校十一校、中学校五校となりましたが若里中学校生徒は四月一より知来、富士中学校の生徒は佐呂間中学校の増築工事が完了後通学することになりました。

△公平委員、固定資産評価審査委員の選任について
町公平委員真如伸光氏、固定資産評価審査委員片平俊男氏がそれぞれ任期満了に伴う再任について議会の同意を求め、同氏を選任しました。

△収入役の選任について
本町井上収入役は三月二十九日任期満了となりましたが任期満了後の本町収入役として再び選任されました。

春の火災予防運動

年々増加している火災のほとんどは火を取り扱う者のちよつとした不注意や、不始末によつて発生しています。火災の発生を防ぐには住民一人一人がお互に注意し、協力して防火に努めなければなりません。四月二十日から五月末日までの間「春の全道火災予防運動」を実施します。

北海道の四、五月は空気が異状に乾燥し、また突風や強風の日が多いなどの気象条件や、花のシーズンであるため人々が開放的気持から無意識のうちに、火の扱いがおろそかになるといふ心理的なことから一年中で最も火災の多い時期にあたります。私達の最も身近にかにあつて日常欠くことのできな

い「火」がちよつとした不始末から恐ろしい火災に結びつくことを再認識し、火に対しては細心の注意を払い、そして火熱器具類の正しい扱い方を確実に会得して大切な人命や貴重な財産を失わないようにして下さい。

☆ストーブや煙筒による火災は道内における火災原因の第一位を占めておりますが、完全な煙筒の取付や掃除を怠らず十分気を付けて下さい。

☆たばこは現在どんな場所でも喫煙されていますが、喫煙のエチケットとしても、一般家庭に限らず事務所、営業所、などでは必ず灰皿のある場所で喫煙するよう習慣づけることが大切です。

また山菜取りやハイキングなど山に入ることが多くなりますが、た

火入は許可を受けてから

山林火災の最も多い季節です。昨年は佐呂間町で二件の山火が発生して貴重な山林資源を灰にしております。火入はできるだけ危険期をさけて火入から起きる火災を防ぎましょう。火入を行う場合は火入許可を必ず受けてから行つて下さい。火入許可は、各部落の森林愛護組合長の確認を求め、営林署長の承認を受けてから町役場に申請して下さい。これから山菜取りやハイキングに山へ入る機会も多くありますが、入林するときは必ず山林所有者の許可を受けてから入山するように、また国有林及び町有林は危険期間中は許可しませんので無断で入山しないよう十分気を付けて下さい。

やまべの採捕禁止になりました

釣愛好者の皆さん。いよいよやまべ釣の季節となりました。昨年十一月十二日制定された北海道内水面漁業調整規則の才二十二条により、やまべの採捕が、四月一日から五月三十一日までの間禁止されました。やまべはさくらますの子のうちに、外海へ出ないので、河川に留つて生活するもので、いわゆる陸封性のものを指している、夏までに海へくだつてゆくものをぎんけやまべといつており、やまべ採捕を放任することによつてさくらますはもとより、また資源の保護培養上に支障をきたすことからこの措置がとられたもので、この規則制定以来日も浅く、徹底されてないむきもありましたので町内の皆さん、釣愛好者の皆さんに協力下さるようお願いいたします。特に五月は山火発生危険期間中でもありますので町、営林署としては入林の許可をいたしませんので入林はさけるよう特に、お願いいたします。

犬を飼われている方へ

皆さん御承知のとおり犬を飼われている方は狂犬病予防法により登録をしなければなりません。この登録は一年に一度することになっております。したがつて四月は年度変更ですので畜犬登録を更新しなければなりません。近頃特に無登録犬による被害が多く発生して居ります。畜犬は登録と狂犬病の予防注射をして飼育者の嚴重な管理のもとに飼うようにして下さい。無登録犬やばなし飼いの犬は今後嚴重に処置します。

なお昨年度登録犬で四月中に登録更新をする畜犬の登録料は二百円初めて登録する畜犬及び五月以降に登録する場合は三百円です。

畜犬登録は役場民生課に届出て下さい。

◎予防接種はみんな受けませう

さるまにも漸やく春がやつて来ました。永い冬から開放されて幼な生命もうららかな春の空気を腹一杯吸い込んで丈夫な体になつて行きます。しかし大気の中には幼児の体に一番の敵、多くさんの

バイキンが飛んでおります

これらの敵からかわいい幼児の体を守るためにお母さん方は進んで幼児の予防接種を受けなければなりません

町では毎年予防接種を計画実施しておりますので日程をよくおぼえておいて必ず受けませう

- ◎若佐診療所
- 第一回 五月二十一日
 - 第二回 六月十一日
 - 第三回 七月二日
- ◎若佐診療所
- 第一回 五月二十一日
 - 第二回 六月十一日
 - 第三回 七月二日
- ◎若佐診療所
- 第一回 五月二十一日
 - 第二回 六月十一日
 - 第三回 七月二日

◎該当者

1. ジフテリア百日咳混合 初回 生後三ヶ月以上でまだ一回も予防接種を受けてないもの

追加 三十九年春の予防接種を三回受けた方は今回追加を一回受けて下さい

2. 種痘 生後二ヶ月以上の方でまだ種痘を受けてないもの

3. 予防接種料

ジフテリア百日咳混合 一回 四〇円

種痘 一回 二〇円

日程

種痘 一回 二〇円

ジフテリア百日咳混合 一回 四〇円

◎若佐診療所

- 第一回 五月十九日
- 第二回 六月九日
- 第三回 六月三十日

◎佐呂間(母と子の家)

自衛官募集

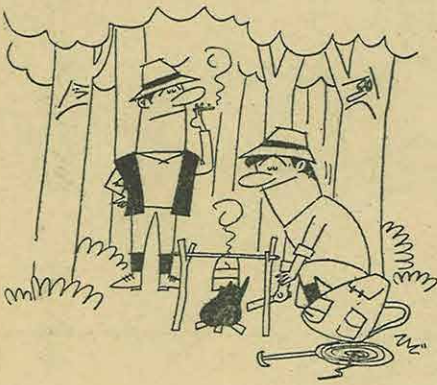
自衛官の全国募集を行つておりますので希望の方は役場庶務課へ御連絡下さい

応募資格は満十八才以上二十五才未満の中学校卒業程度の学力を有する男子

試験科目は国語(作文を含む)数学社会身体検査及び口述試験

募集期間 昭和四十年四月から昭和四十年六月迄

灰にする緑の資源



「広報さるま」は、町政のいつ、いふことを知つていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通じて全世帯に配付しております。また、さるまの建設的な御意見や質問は庶務課へお寄せください。